公害・環境特別委員会 連載

カーボン・クレジット 大づかみ

第1回 カーボン・クレジットとは

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 工藤 美香 (51 期)

1 連載の趣旨

気候変動が深刻さを増す中、政府は2020年、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年には温室効果ガス(Greenhouse Gas, GHG)排出量46%削減(2013年比)を国際社会に約束した。GHG排出量削減の努力は、大企業はもちろん、そのサプライチェーンを構成する中小企業にも求められている。昨今、その削減策に関連して、企業や地方公共団体のカーボン・クレジットへの関心が高まっており、創出や活用に関する弁護士の知識・知見のニーズも増加すると考えられる。また、東京証券取引所が「カーボン・クレジット市場」を開設するなどカーボン・クレジットを対象とする取引が増加することが予想されており、これに関連するトラブルやクレジットの換価など弁護士による関与も考えられるところである。

本企画は、

- カーボン・クレジットに関心があるが、これまで まとまって情報を得る機会がなかった
- あまり関心がなかったが知っておいて損はないと目を止めた

という方向けの、入門編である。全6回の連載で、 関連する制度や法的課題等を概観し、全体像の大 づかみを目指す。途中、創出や活用の具体例にも触 れる。専門的な内容は、参考文献等でお示しする。

本企画がカーボン・クレジットへの関心の入り 口となり、業務への活用のきっかけとなれば幸いで ある。

第1回は、カーボン・クレジットとは何か、その 分類、要件についてまとめる。

2 カーボン・クレジットとは

カーボン・クレジットは、あるプロジェクトが達成したGHG排出量削減・吸収効果を取引可能にしたものである。例えば、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるGHGの削減量や、適切な森林管理によるGHGの吸収・除去量がクレジットとして発行され、第三者に売却される。クレジットの発行は、しかるべき基準に基づいた認証プロセスを経て行われる。

企業等は、カーボン・クレジットを購入することでGHG排出量を削減したとみなされるほか(「オフセット」と呼ばれる)、企業等の個別活動や商品の環境配慮訴求に用いることができる。他方、GHG排出量を削減したり、大気中からGHGを除去した活動には、発行したクレジットが購入された場合、金銭的な報酬が与えられることから、削減等の取組みのインセンティブとなる。

なお、GHG排出量に着目した制度として、排出 量取引(キャップ&トレード)がある。これは、削減基準の達成を義務化(キャップ)した上で、基準 達成のために同じ制度下の他者の超過削減分を取引 する(トレード)仕組みである。総量規制*1の性質 を持ち、目標達成の確実性を期待できる。削減分 を取引可能とする点でカーボン・クレジットに似て いるが、取引される部分は「クォータ」「アローワ ンス」とも呼ばれ、カーボン・クレジットとは区別 される。

本連載の対象は、義務化された制度の外側で、 自主的に創出されるカーボン・クレジットである。

^{*1:}その地域の汚染物の総量を決定し、これに基づいて総量削減計画を定め、地域内の個々の事業者の排出許容量の枠を割り当てる方式。(大塚直「環境法BASIC(第2版)」150頁(有斐閣))

表 主なカーボン・クレジットを創出するプロジェクトの分類

分類		取組
排出回避・削減	自然ベース	REDD+15、その他の自然保護等
	技術ベース	再生可能エネルギー、設備効率の改善、燃料転換、
		輸送効率改善、廃棄物管理、CCS 等
炭素吸収 · 炭素除去	自然ベース	植林/再植林、耕作地管理、泥炭地修復、沿岸域修復、森林
		管理、草地保全等
	技術ベース	Direct Air Carbon Capture and Storage (DACCS),
		Bioenergy crops with Carbon Capture and Storage
		(BECCS)、Enhanced weathering、バイオ炭等

REDD+: Reducing emissions from deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries (途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強)の略称。出典:後記参考資料②表3

3 カーボン・クレジットの分類

運営主体により、国連や政府が主導するものと、 民間セクター主導のものに分けられる。国内で活用 されているJ-クレジットは国主導、Jブルークレジ ットは民間主導の制度である。そのほかにも、国が 主導する二国間クレジット制度や、国際NGO等民間 団体が運営する国際的な認証制度が存在する。

また、取組みの内容により、「排出回避・削減由来」 と「炭素吸収・炭素除去由来」に分類することが できる。

4 カーボン・クレジットの要件

具体的な発行要件は制度によって異なるが、品質担保のための条件が国際的に議論されている。ICROA (International Carbon Reduction & offset Alliance)の「ICROA CODE OF BEST PRACTICE」は、先行した現状の要件を定めるものとして知られており、その内容は次のとおりである。

- Real (実際に排出削減等の活動が行われている こと)
- Measurable (信頼できる基準と手法で定量化できること)
- Permanent (永続性があること)

- Additional (そのプロジェクトがなければ排出削減 等が実現しなかったこと)
- Independently verified (独立した第三者機関に よる検証)
- Unique (唯一無二であること、二重カウントされていないこと)

近時発表された The Core Carbon Principles (コア炭素原則) では、クレジットの品質として追跡可能性や透明性確保などガバナンスの観点や、持続可能性の考慮も提起されている*2。

5 次回の予定

次回は、日本で議論されている GHG 排出量削減 策について取り上げる。

参考資料

- ① 環境省「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」 参考資料集(2018年3月)
- ② 経済産業省 カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会「カーボン・クレジット・レポート」(2022年6月)
- 3 The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market, "The Core Carbon Principles" https:// icvcm.org/the-core-carbon-principles/
- ④ 高瀬香絵「炭素クレジットの新たな役割と求められるインテグリティ」(2023年5月12日)

^{*2:}その背景には、「カーボン・クレジットのオフセット機能がGHG排出削減努力の免罪符となっている」「カーボン・クレジットの認定基準に問題があり環境や人権への配慮を欠いている」などの批判がある。またそもそもカーボン・クレジットをGHG削減策と位置付けることが適切でないとの考え方も広がる。例えば、大企業を対象としたScience Based Targets initiative (SBTi)では、クレジットの利用は自社の削減としてカウントできず、社会貢献として購入する場合も一定の条件を満たす必要がある。